

留学生受入マニュアル

--- 特別聴講学生受入担当教員用 ---

愛媛大学
国際連携推進機構

●はじめに

このたびは、本学協定校からの特別聴講学生を受け入れていただきありがとうございます。

特に初めて留学生を受け入れる先生方は、言葉の心配やどこまでサポートすればよいか分からないなど、色々と不安に感じられることもあると思います。本マニュアルが先生方の不安を少しでも解消するものになれば幸いです。

1. 本マニュアル利用にあたっての注意事項

■本マニュアルは、留学生の中でも**国際連携推進機構が窓口**となって各学部へ受入をお願いする**特別聴講学生受入マニュアル**です。正規生や研究生などの受入の場合は、対応が変わってきますのでご注意ください。

※学部が受け入れ窓口となっている特別聴講学生の場合は、本マニュアルの“国際連携課”の部分をも“各学部窓口”に置き換えてご利用いただくことも可能です。ただし、各学部により対応が異なる場合もありますのでご注意ください。

■特別聴講学生は、優先的に寮（御幸学生宿舎または国際交流会館）への入居が決定されますので、本マニュアルは留学生が寮に住むことを前提として作成しています。

2. 困ったことがあればいつでも国際連携課まで

先生方にはお忙しい研究や授業の時間をさいて、留学生受入にご協力いただいております。そのため、留学生の出迎えやトラブル時の対応など、留学生を受け入れたことによる業務の負担を心配される声を多く耳にします。

そこで、国際連携課では、チューターバンク制度やピックアップサービスの手配、留学生と国際連携推進機構教員による面談の実施など、先生方にかかる負担を少しでも軽減できるよう支援いたします。

受入れにあたってご不明・ご心配な点や、受入れ後に発生した問題など、困ったことがありましたら、いつでも国際連携課までご相談ください。

<留学生に関する相談窓口>

■国際連携支援部国際連携課学生交流チーム

電話：(089) 927-8105、9157 内線：8105、9157

メール：kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp

■国際連携課緊急連絡用携帯：090-7140-3265

目次

■ 留学生の到着前に	・ ・ ・ ・	1
■ 到着後のサポート	・ ・ ・ ・	2
■ 滞在中のサポート	・ ・ ・ ・	5
■ 帰国時のサポート	・ ・ ・ ・	6
■ よくあるご質問	・ ・ ・ ・	7

● 留学生の到着前に

1. チューターの決定

同じ学生の立場から、留学生に修学上あるいは生活上のアドバイスをしたり、相談にのったりするチューターを、入学後 1 年間つけることができます。留学生は来日直後に多くの手続が必要となることから、チューターの仕事は来日直後に集中します。留学生が来日後の手続をスムーズに進めるためにも、なるべく渡日前までにチューターを決定し、各学部チームまでお知らせください。

なお、多くの先生が研究室・ゼミの学生の中からチューターを選んでいるようですが、どうしてもチューターが見つからない場合は、国際連携課までご連絡ください。チューター希望の学生を登録しているチューターバンクの中から適当な学生をご紹介します。

また、チューターの採用手続きは、各学部チームで行います。チューターとなった学生には、学部チームで採用手続をするようご指導ください。

※国際連携課では、学期始めにチューター説明会を実施しております。初めてチューターとなった学生には説明会に参加するようご指導ください。

2. 受入学生とメールでの連絡

来日 1 ヶ月前頃に、国際連携課から留学生にメールで受入教員決定の連絡を行います（受入教員の先生にも同報でメールをお送りします）。メールでは、受入教員へメールで挨拶するよう指導しております。留学生から挨拶のメールが来た場合は、対応よろしくお願ひします。

なお、本メール送信時にチューターが決定している場合は、あわせてチューター決定についても連絡します。

3. 寮の入居申請について

寮の入居申請は、Web から留学生本人が行います。国際連携推進機構が受入窓口の留学生については、国際連携課から留学生へ Web 申請フォームの案内メールを送ります。

先に記載したとおり、特別聴講学生は寮へ優先的に入居できますが、近年、その数の増加により、必ずしも第一希望の寮へ入居出来る訳ではありませんのでその旨ご理解ください。応募者多数の場合は、規定にもとづき国際連携課で抽選を行い、その結果は、留学生へ遅くとも来日 1 月前までにはメールで通知されます。それと合わせ、空港へのピックアップ（有料）の要・不要や布団の購入について希望を聞き、国際連携課で留学生の来日に向けた準備を行います。

※こうしたメールは、受入教員の先生にも同報でお送りします。

● 到着後のサポート

■ 新規来日留学生の手続きとおおまかな流れ

到着日

①各地の空港から日本入国 ※空港内で入管審査・入国手続が行われる

- A : 成田・羽田・関空・中部空港のいずれかから入国
→「在留カード」が即日交付。(ただし、住所は記載なし)
B : A以外の空港から入国(松山空港・福岡空港など)
→パスポートに「在留カード後日交付」シールが貼られる。
カード受取は市役所手続き後。



②寮に到着

空港への出迎えは、希望者に対し国際連携課が有料でタクシーを手配します。

到着後
早めに

③Welcome Desk で必要書類の記入

国際連携課で市役所での手続に必要な書類記入のサポートを行います。

④松山市役所で諸手続き ※パスポートと①のAは在留カード持参

■ 住民登録

- ①Aは在留カードに住所が明記されます。
- ①Bは住民票の住所に、後日在留カードが送られてきます。
- 健康保険証が即日発行/後日郵送される
- 年金は「納付免除・若年者納付猶予の申請」での免除が多い。

⑤銀行口座開設 ※開設には在留カードが必要だが、住民票でも可。

寮費は口座引き落としのため、口座開設が必要です。

⑥オリエンテーション参加 ※2回実施

- 第1回 松山・大学での生活上の注意やゴミの分別方法など
- 第2回 警察による自転車講習や消防による避難訓練など

⑦サバイバルコースへの申込み ※希望者のみ

- 授業開始前に、日本語や日本について簡単に学ぶことができるコースを準備しています。
- Language Skills 挨拶や数の数え方など生活上最低限必要な日本語を学びます。
 - Life Skills 日本でのマナーなど松山での暮らしに最低限必要な生活情報を学びます。

⑧履修登録 ※特別聴講学生はWeb登録不可

- 日本語科目 所定の申請書を国際連携課まで提出 ※受入教員のサイン要
→事前にプレイスメントテストを受験する必要あり
- 専門科目 所定の様式の申請書を各学部チームまで提出

特に
チューター
が必要な
期間

開講日
までに

授業スタート



● 到着後のサポート

1. 出迎え

留学生には、国際連携課から事前に大学・寮までの行き方（バスまたはタクシー利用）を説明していますので、原則お迎えは不要です。

2. 入寮手続き

留学生には、寮に管理人がいる時間帯に来るよう連絡していますので、チューターのサポートで入居がスムーズにできます。なお、布団については、事前に購入希望の有無を確認しており、購入希望の学生は、到着後、御幸学生宿舎内の生協で受け渡しができる（国際交流会館の場合は、部屋に納品される）よう手配しています。

さらに、国際交流会館に住む留学生については、大学から自転車が貸与されます。手続きは管理人まで。

3. 学外での手続き

留学生は来日後、日本人学生と同様に松山市役所での転入手続きが必要となります。それと合わせ、国民健康保険への加入や年金納付の免除申請を行わなければなりません。これらの書類の記入は大変複雑で、留学生にとっては難しい作業となります。

国際連携課では 'Welcome Desk' を開設し、市役所での書類や銀行口座開設の申請書等を事前に準備し、留学生への書類記入サポートを実施しています。留学生には、ぜひこのサービスを利用するようご案内ください。

なお、Welcome Desk では、書類記入のサポートはいたしますが、市役所まで同行することはありません。こうした場合にチューターが必要となりますので、できるだけ留学生の来日前にチューターの決定をお願いします。



4. サバイバルコース

留学生が基礎的な日本語や日本について学ぶことができる2週間の集中コースを準備しています。受講は必須ではありませんが、日本に初めて来た留学生には受講を勧めてください。以下2クラスあり、どちらか一方だけ受講することも可能です。申込みは国際連携課まで。

■Language Skills (全9回)

挨拶や数の教え方など生活上最低限必要な日本語を学びます。日本語既習者にとっては簡単すぎる内容となりますが、復習のため受講する学生もいます。正規の日本語初級科目も、この内容を踏まえ実施されますので、日本語初心者は学部行事等特段の理由がない限り、受講するようご指導ください。

■Life Skills (全3回)

日本でのマナーなど松山での暮らしに最低限必要な生活情報を学びます。

● 到着後のサポート

5. 履修登録

留学生の多くは日本語科目の受講を希望します。受講にあたっては、まったく日本語を勉強したことがない人を除きフレイズメントテストの受験が必須で、その結果により受講できるクラスが決まります。詳細は、国際連携課まで。

また、申請書には受入教員のサインが必要ですので、ご協力よろしくお願ひいたします。

専門科目の履修にあたっては、担当教員の許可が必要となります。基本的には、留学生各自が担当教員の確認を取ることになっていますが、受入教員の先生方もできる範囲で協力・助言をお願ひいたします。

なお、「留学ビザ」の要件として、週 10 時間（7 コマ）以上の履修が必要となりますので、その点ご注意ください。

6. 賠償責任保険（インバウンド付帯学総）への加入

学生が正課の講義・学校行事・実習中または毎日の暮らしの中で、他人の物を壊したり、けがをさせたり、加害者となり賠償責任を求められた場合に、その賠償の程度に応じて留学生に代わって損害を賠償する保険です。留学生全員に加入が義務づけられています。国際連携課が留学生の代わりに加入手続きを行います（学生教育研究災害傷害保険（学研災）に加入必須）。インバウンド付帯学総の保険料は、愛媛大学学生国際交流協力事業会（アイネックス）より全額補助されます。



※連合農学研究科の学生は手続きが異なりますので、連合農学研究科チームに確認してください。

7. 留学生への伝達事項

国際連携課では、オリエンテーションなどの機会を活用し、以下の重要な事項について留学生に案内しております。先生方からも合わせてご指導いただければより効果的です。最初の顔合わせの際にでも、以下の事項を説明してください。

■国際連携課が開催する 2 回のオリエンテーションには、必ず参加すること。

■決められた日に健康診断を必ず受診すること。

■決められた日付までに留学生記録を国際連携課へ提出すること。

留学生記録とは、オリエンテーション等で配布する Welcome Pack に入っている書類です。住所やメールアドレスなど、修学支援システムに登録するために必要な情報を記入してもらうもので、パスポートや在留カードのコピーと合わせ国際連携課に提出してもらっています。

■5. 履修登録でも説明しましたが、週 10 時間（7 コマ）以上の履修が必要であること。

■アルバイトについて

在留資格が「留学」の外国人は就労することが認められません。アルバイトをするためには、資格外活動の許可を受ける必要がありますので、まずは国際連携課に申し出るようご指導ください。

※許可を受けた場合、週 28 時間以内（夏季休業等長期休業期間中に限り、1 日につき 8 時間以内）のアルバイトをすることができます。

■困ったことがある場合は、迷わずチューターや受入教員、国際連携課に相談すること。

滞在中のサポート

授業が開始され数週間が経過すると、諸手続も終わり、留学生は自分の生活リズムをつかなくなります。この頃になると特段のサポートは必要なくなりますが、以下の点にご配慮ください。

1. 定期的な面談

可能な限り定期的に留学生やチューターと会う機会を設けてください。特別なことをする必要はなく、困ったことがないか、勉強は順調かなど留学生の生活状況を聞いていただくだけで構いません。留学生にとって、何かあった際に相談しやすい環境作りにご協力をお願いします。相談内容が先生の手に残る場合や、何か気づいた点がありましたら、国際連携課までいつでもご相談ください。



2. 日本人学生との交流

可能であれば、研究室の学生など、日本人学生と交流する機会を与えてください。日本人学生と交流したいという留学生は多いのですが、言葉の問題などを気にして、つい自国の留学生と行動しがちです。さらに、日本語を主として学んでいるため、授業中に日本人学生と知り合う機会もそれほどなく、せっかく日本に来たのに日本人の友人がほとんどできなかつたと帰国時に嘆く学生が多いです。日本人学生にとっても、留学生との交流は身近な異文化体験となり、世界に目を向ける貴重な機会となりますので、校内での積極的な国際交流にご協力ください。



3. 学校訪問についてのご理解

国際連携課には、国際交流の一環として留学生との交流を希望する松山近郊の小・中学校及び高校から、留学生の派遣依頼が多数あります。留学生は、派遣先の学校で英語または日本語で自国についての紹介を行うことが主で、謝金も支払われます。そのため、簡単な短期のアルバイト感覚で申し込んで来る学生もあり、参加前日にキャンセルしたり、当日無断で欠席したりする学生が出てくるなど、派遣先の学校に迷惑をかけることが問題となっています。

無論、留学生は勉強第一ですので、急な研究室行事や授業開講日の変更等は優先されるべきですが、派遣先学校においても、小・中学生・高校生が授業の一環として留学生の出身国について調べ、準備を行っておりますので、突然のキャンセルは授業に影響を与えてしまいます。

現在、派遣希望者はメーリングリストを通じて募集しており、派遣者決定についても本人へのメール連絡のみとなっております。そこで、今後、派遣内容によっては、派遣者決定の連絡について、先生方にも同報メールで通知させていただく場合がありますので、学生へできる限り派遣先学校へ迷惑をかけないようご指導ください。もちろん、国際連携課からも学生へ指導いたします。

学校訪問は、留学生にとっても日本の学校や教育システムを知る貴重な機会となっておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

※令和4年度は、11機関へ104名の留学生を派遣。

● 帰国時のサポート



帰国時には、以下の手続をしてから帰国するよう国際連携課から指導してまいりますので、特に先生方にさせていただくことはありません。ただ、特別聴講学生が、研究生や院生となり再び戻って来こともあります。その際には、先生方に相談にのっていただければ学生も心強いと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

----- 帰国時の手続き -----

■ガス、電気料金の支払いについては、寮の管理人に退去日を連絡し支払いを済ますこと。

あなたが支払いを忘れて帰ると、受入教員や大学等に迷惑がかかるばかりでなく、あなたの国の信用まで傷つくこととなります。全ての料金が支払われていることを確認してから帰国してください。

■銀行口座の解約

最後の支払いのために銀行口座を開いたまま帰国する人がいますが、帰国後に解約するのはとても難しいので、帰国前に必ず銀行で解約をしてください。帰国後に請求・支払いが発生する場合は、請求書を友人のところに送付されるようにしてください。いくらかお金を渡しておくで友人が代わりに支払うことができます。

■国民健康保険証の返戻

国民健康保険証は、必ず市町役場に返してください。いくらか返金される場合があります。保険証は少し早目に返すことも出来ます。その場合は、帰国するまで保険が有効である旨の書類がもらえます。

■留学ビザの期限について

留学ビザの有効期間が残っていても、大学に籍がない場合は無効となり不法滞在となります。なるべく速やかに帰国してください。

■生協組合員の解約

生協組合の解約手続きをしてください。入会時に払った2,000円が戻ります。

■自分の帰国の連絡

受入教員やチューターさんなどお世話になった人へ挨拶に行き、自分の帰国とお礼を伝えましょう。

■帰国後の連絡先を必ず国際連携課に連絡すること。

よくあるご質問

Q 1. チューターを見つけることができない。

A 1. 国際連携課では、チューター希望の学生を登録しているチューターバンクを作っております。適当な学生がない場合は、国際連携課までご相談ください。なるべく留学生と同じ性別、同じ学部の学生をご紹介します。

Q 2. 留学生の勉強計画の内容と自分の専門が合致しない。

A 2. 特別聴講学生は、自分に合った専門科目と日本語科目を履修しますが、実際に受入教員が専門教科の指導をすることは想定しておりませんので、留学生の専門分野についてそこまで心配する必要はありません。受入教員の先生方の役割としては、指導教員ではなく主に学内における生活担当教員としての意味合いが強いとお考えください。

なお、留学生から専門分野についての相談を受けた場合は、国際連携課までご相談ください。

Q 3. 留学生のために机や部屋などを準備する必要があるか。

A 3. 日本人学生と同じとお考えください。特別に机やロッカーなど、準備いただく必要はありません。

Q 4. 留学生の日本語が不十分なためうまくコミュニケーションをとることができない。

A 4. 以下の点に注意すると、留学生は日本語を理解しやすくなります。ただし、根本的な問題でコミュニケーションがとれない場合は、国際連携課までご相談ください。



* 早口にならず、はっきりとした発音で話す。

* 方言は使わず、「です・ます」調の短い文で話す。

* 難しい言葉を、易しい単語に置き換えて話す。

* 問いかけには曖昧な表現で答えず、「はい、いいえ」を最初にはっきり言う。

Q 5. 空港まで留学生を出迎えに行く必要がありますか。

A 5. 留学生には、国際連携課から事前に大学・寮までの行き方（バスまたはタクシー利用）を説明していますので、原則お迎えは不要です。

Q 6. 寮を出て民間アパートに入ることを希望しており、その際、アパートの保証人を頼まれた。

A 6. 特別聴講学生の大部分は寮に住むこととなりますが、民間アパートへの引っ越しを希望する場合、国際連携課でアパートの斡旋はいたしません。自分でアパートを探すこととなります。

また、受入教員が保証人になる必要はありません。留学生が留学生総合住宅補償の保険に加入すれば、愛媛大学学生国際交流協力事業会（アイネックス）が保証人を引き受けます。詳細は国際連携課まで。

よくあるご質問

Q7. 携帯電話の保証人になるのを頼まれた。

A7. 留学生が携帯電話の契約をする場合、保証人が必要となる場合がありますが、昨今携帯電話以外にも様々な連絡方法があることから、先生方を含め大学として保証人になる必要はありません。

Q8. 留学生にお金を貸してくれと頼まれた。

A8. 経済的理由により一時的に修学に困難をきたしていると認められた場合、愛媛大学学生国際交流協力事業会（アイネックス）の一時貸付金制度を受けることができます。1回に借りられる金額は10万円以内です。貸付条件や返済については規定があります。詳細は国際連携課まで。

Q9. 留学生向けの奨学金はありますか。

A9. 特別聴講学生を対象とした奨学金は多くありません。ただ、優先順位としては低くなりますが、特別聴講学生を対象としたものもいくつかあります。詳細は国際連携課まで。

Q10. 留学生が事件・事故に巻き込まれたと連絡があった。

A10. まずは国際連携課までご連絡ください。事故処理等について、できる限り国際連携課で対応いたしますが、場合によっては先生や各学部担当者へ協力をお願いする場合があります。

Q11. 留学生が精神的な問題を抱えているようで、受入教員にあまり話したがない。

A11. 留学生が精神的に不安定な状態になっている場合、すぐに国際連携課までご連絡ください。

Q12. 留学生から電化製品など安く手に入らないか相談があった。

A12. 帰国した留学生が使っていた電化製品・家具等をリサイクルする団体（シリキリヤ）があります。この団体は、留学生に限らず市民の方々から、まだ使えるけれど捨てるのはもったいないというような物品の回収を留学生のために行っています。若干の料金を負担すれば配送も可能ですので、是非ご利用ください。

シリキリヤ代表（尾崎）※連絡先は国際連携課へお尋ねください。



Q13. 留学生が日本で就職したいと言っているが、就職に関する情報をどこで入手できるか？

A13. 国際連携推進機構では、“グローバル人材育成プログラム”という留学生の就職支援プログラムを実施しております。特別聴講学生がそのまま日本で就職するということはありませんが、日本での就職に向けた情報収集は可能ですので、国際連携課まで相談に来るようお願いください。

発行：令和5年9月
愛媛大学国際連携支援部国際連携課
TEL：(089) 927-9157
EMail：kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp